

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年5月16日

鹿児島県知事 塩田康一

## 刺し網（かじき流し網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かじき流し網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の1	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の2	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	29隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の3	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	14隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の4	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	5隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の5	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	6隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の6	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の7	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	10隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の8	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の9	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

番号	操業区域
1	阿久根市，薩摩川内市（平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る），いちき串木野市（平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る）沖合海域
2	甑島周辺海域
3	薩摩川内市（平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る），いちき串木野市（平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る），日置市，南さつま市（平成17年11月6日現在における金峰町の区域に限る）沖合海域
4	いちき串木野市，日置市，南さつま市（平成17年11月7日現在における加世田市及び金峰町の区域に限る）沖合海域
5	南さつま市（平成17年11月7日現在における笠沙町の区域に限る）沖合海域
6	枕崎市沖合海域
7	指宿市長崎鼻と肝属群南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内
8	指宿市長崎鼻と肝属群南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内及び鹿児島県漁協（旧佐多漁協に限る）共同漁業権区域
9	肝属郡肝付町と同郡南大隅町との境界の基点標識から真方位150度の沖合線以北の鹿児島県海域。ただし，同郡肝付町火崎と宮崎県串間市都井岬を結んだ線と陸岸に囲まれた区域（志布志湾）を除く。

許可の有効期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

申請すべき期間 令和6年5月20日（月）から同年6月7日（金）まで